

平成30年第2回定例会（12月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

平成30年12月3日

産 業 労 働 部

【所管事項関連】

公 営 企 業 課 電気事業における平成32年4月以降の
売電方針について …… 1

電気事業における平成32年4月以降の売電方針について

公 営 企 業 課

1 概 要

従来は、電気事業法の規定に基づく卸供給事業者として、総括原価方式により東北電力株式会社へ随意契約で売電してきたが、東日本大震災とそれに伴う原発事故を受けて電力システム改革が行われ、平成28年3月31日に卸供給制度が廃止された。

そのため、東北電力株式会社との長期受給契約が満了となる平成32年4月1日以降の売電方法について決定する必要がある。

2 基本的な方針

(1) 対象発電所

全16発電所 合計出力 110,950キロワット

(2) 売電先の選定

小売電気事業者から企画提案を公募（県内事業者枠の設定を検討）

(3) 評価の観点

経営の安定性、県民や県内企業への貢献度、電力の地産地消、売電単価などについて評価

(4) 売電期間

平成32年4月1日から3年間

3 今後の予定

平成31年5月 公募開始

9月 売電先の選定

平成32年4月 売電開始

《 参 考 》

○本県電気事業の電気事業法上の位置付け

	卸供給事業者 (～H28.3.31)	発電事業者 (H28.4.1～)
単価設定	総括原価方式	自由
売電先	東北電力(株)	自由
売電形態	卸売り	自由

※平成28年4月1日から平成32年3月31日までは、東北電力(株)との長期受給契約に基づき、総括原価方式による売電単価契約をしている。